

基安労発0523第1号
平成23年5月23日

福島労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

福島第一原子力発電所における緊急作業に係る放射線作業届の運用について

標記については、平成23年5月23日付け基安発0523第1号「福島第一原子力発電所における緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」により示されたところであるが、その実施に当たり、下記事項に留意されたい。

記

1 作業届制度の目的について

- (1) 福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）における緊急作業に従事する労働者の被ばく低減・防止の措置、汚染防止の措置、保護具等の使用、放射線環境の監視が適切に行われるよう、行政が防護措置等の内容をあらかじめ確認し、必要があれば、指導を行うこと。
- (2) 併せて、事業場内の作業計画の審査体制を確立させ、事業場の安全管理水準を向上させること。

2 作業届の対象及び届出の単位について

- (1) 作業届は、労働者が被ばくする実効線量が1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業を届出の対象とすること。
- (2) 届出は、原則として、①元方事業者、②建屋又は施設、③工事（作業）件名ごとに区分し提出させること。なお、複数の建屋又は施設をまたがる作業がある場合については、作業を行う場所を図面等で明確にするよう指導すること。
- (3) あまりに長期わたる作業の届出を一括で提出することは、作業の安全性を審査する観点から適切でないことから、除染、清掃といった定型作業を

除き、「作業の期間」がおおむね1月を超えないようにすることとし、発注された工期が1月を超える場合は、分割して作業届を提出するよう指導すること。

- (4) 作業届は、東京電力が自ら仕事を行う場合は、同社の事業場（例：東京電力福島第一原子力発電所）から提出させることとし、同社が発注及び設計監理のみを行う場合は、同社から直接仕事を請け負った事業者（元方事業者）から提出させること。

なお、提出者が東京電力以外の場合、東京電力に対し、作業届の内容が適切であるかどうかを確認のうえ、作業届に確認者の職氏名を記載させるよう指導すること。

- (5) 作業における請負関係を明確にするため、「関係請負人の名称及び所在地」の欄には、作業に関係するすべての関係請負人を記載させること。
- (6) 作業における指揮命令系統を明確にするため、「作業指揮者」欄に、実際に現場で作業を指揮する者の職氏名を記載させること。

3 審査及び指導内容について

作業届の審査に当たっては、以下の措置が、適切に実施されているかを審査するとともに、その場で必要な指導を行うこと。

- (1) 放射線遮へい、遠隔操作等の被ばく防止の措置

作業工程、作業場所への移動方法の検討、モックアップ等による訓練実施等が適切に定められているか。

- (2) 汚染防止の措置

汚染水、汚染空気、汚染物等の事前の除去、除染の実施方法等が適切に定められているか。

- (3) 保護衣及び保護具

適切な保護具の使用が定められているか。

- (4) 熱中症予防措置

休憩の頻度、時間、休憩場所までの距離、保冷剤付の衣類の使用等が適切に定められているか。

- (5) 事故等発生時の避難等の措置

事故時の応急措置、警報、避難経路、緊急搬送等が適切に定められているか。また、それらが労働者に適切に周知されるよう定められているか。

- (6) 放射線環境の監視の方法

測定の方法、頻度、測定器等の配備、測定者の配置が適切に定められているか。

- (7) 推定実効線量

推定が適切に行われているか。また、作業員の配置にあたり、事前に累積線量を把握して、被ばく限度を超えないように定めているか。

4 作業終了後の措置について

作業終了後、届出者より、作業に従事した労働者の平均実効線量、最高実効線量及び総実効線量についての報告を速やかに提出させ、